

3 . 事故時の措置

事故時の措置

(水質汚濁防止法 第14条の2第1項)

特定事業場の設置者は、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質または油を含む水が公共用水域に排出され、または地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちにその事故の応急措置を講じ、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を四日市市長に届け出なければなりません。